

「外国為替検査マニュアル」の一部改正の際に寄せられた質問及びそれに対する回答
(両替業務関係)

※以下は、外国為替検査マニュアルの別添3-2「金融機関等の両替業務」における取引時確認等に関する犯罪収益移転防止法令及び本人確認義務等に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト」及び別添5「両替業務」に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト」の一部改正の際に寄せられた質問及びそれに対する回答。

※以下では、犯罪による収益の移転防止に関する法律を「犯収法」、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令を「犯収法施行令」、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を「犯収法施行規則」並びに「犯収法」、「犯収法施行令」及び「犯収法施行規則」を「犯収法令」と記載した。

No.	対象項目番号	質問等	回答
1	(別添3-2) Ⅱ. 1. (3) ④ 外国の重要な公的 地位にある者等	外国の重要な公的地位にある者等との取引が、ハイリスク取引として追加された背景・理由は何か。	<p>FATF勧告※において、外国の重要な公的地位を有する者及び当該地位にあった者並びにこれらの者の家族等(PEPs※)との取引である場合には、通常の顧客管理措置に加え、厳格な措置を講ずることが求められています。これは、一般に、公的に高位の職位にある者については、社会的地位に基づき高い信用を保持しているため、犯罪による収益の移転を行っていることが察知されづらくなり、また、高位の職にある者の名義が悪用される危険があるためです。</p> <p>なお、我が国においては、犯収法令を改正し、外国の重要な公的地位にある者及び当該地位にあった者並びにこれらの者の家族に加え、これらの者により実質的に支配される法人(以下「外国PEPs※」)との200万円相当額を超える両替取引もハイリスク取引に追加されました。</p> <p>※FATFとは、Financial Action Task Force on Money Laundering(金融活動作業部会)の略。マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するための政府間会合。</p> <p>※PEPsとは、Politically Exposed Personsの略。</p>

No.	対象項目番号	質問等	回答
			※外国 PEPs についての具体的定義は、犯収法施行令第 12 条第 3 項及び犯収法施行規則第 15 条の規定を参照。
2	(別添 3-2) II. 1. (3) ④ 外国 PEPs	国内居住者に取引を限定していれば、外国 PEPs の確認は不要か。	外国 PEPs には、外国の重要な公的地位を有する者の家族等が含まれるので、国内居住者が該当する可能性もあります。このため、国内居住者との取引を確認の対象から除外するのは適当ではありません。
3	(別添 3-2) II. 1. (3) ④ 外国 PEPs	外国 PEPs の確認は、どのように行ったらよいのか。何か具体的な方法は定められているのか。	顧客等が外国 PEPs であることの確認の方法は一律に定めておらず、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により確認することが求められます。
4	(別添 3-2) II. 7. 外国 PEPs	預金開設時に既に確認している外国 PEPs であっても、200 万円超両替（特定取引）に際しては、再度の確認が必要か。	ご質問の取引は、ハイリスク取引に分類されます。ハイリスク取引では、いわゆる確認済の確認が適用されないため、取引の都度、確認することが必要となります。 なお、ハイリスク取引とは、①なりすまし取引、②偽り取引、③イラン・北朝鮮取引、④外国 PEPs との取引のことで、詳細については（別添 3-2）II. 1. (3) を参照願います。
5	(別添 3-2) II. 1. (1) 分割取引	犯収法令では分割取引を「一見して明らかであるもの」と規定しているが、複数店舗で両替を繰り返されたり、間隔を空けて来店された場合、窓口従業員の気付きでよいか。また、外貨自動販売機のような非対面取引についても、分割取引の把握が求められるのか。	基本的には、窓口従業員及びその上席者の気付き・判断を想定しており、特定事業者の負担に鑑み、必ずしも、システム検索を義務付けるものではありません。ただし、特定事業者作成書面等※を整備するなど、特定事業者の適宜の工夫により、分割取引の把握に努める必要はあります。 また、外貨自動販売機のような非対面取引については、窓口従業員を介しての取引でないからといって、分割取引の把握が免除されているものでもありません。外貨自動販売機のような非対面取引においても、分割取引を把握

No.	対象項目番号	質問等	回答
			<p>をするための又は分割取引を防止するための工夫をする必要があります。</p> <p>※特定事業者作成書面等：No8の回答参照</p>
6	(別添3-2) II. 1. (1) 特別の注意を要する取引	特別の注意を要する取引とは、具体的にどのような取引を指しているのか。	<p>顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引とは、取引において收受する財産が犯罪による収益等である疑いがあると認められる取引等マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引、及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引を指します(犯収法施行規則第5条)。</p> <p>具体的には、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行から著しく乖離している取引(例えば、顧客が風雪にさらされた形跡のある大量の小額硬貨を持参するような取引及び年齢に見合わない高額な両替取引等)が該当します。</p>
7	(別添3-2) I. (別添5) I. 内部管理体制整備全般	1回あたりの両替金額を200万円以下に設定し、顧客を国内居住者に限定すれば、取引時確認や疑わしい取引届出のための体制整備はしなくてよいか。	<p>両替金額については、200万円相当額以下であっても、分割取引、特別の注意を要する取引など、取引時確認が必要な場合があります。また、疑わしい取引の届出は、取引金額に限定されるものではありません。</p> <p>以上のことから、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務が適切に履行されるよう、内部規定の整備及び責任者の任命等体制整備に努めていただく必要があります。</p>
8	(別添3-2) I. 3 (別添5) I. 3 犯罪収益移転危険度調査書及び特定	犯罪収益移転危険度調査書及び特定事業者作成書面等とは具体的にどのような書面か。	<p>犯罪収益移転危険度調査書とは、国家公安委員会が、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し公表するものです(犯収法第3条第3項)。同調査書は、警察庁ホームページで公表されておりますので、ご参照ください。</p>

No.	対象項目番号	質問等	回答
	事業者作成書面等		https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm また、特定事業者作成書面等は、取引時確認義務や疑わしい取引の届出義務を適切に履行するため、犯罪移転危険度調書などを活用しつつ、特定事業者が自らが行う取引についてのマネー・ローンダリングのリスクを評価したものであり（犯収法施行規則第32条第1項第1号）、事業の種類・規模により異なるため、一律に様式を示すことはできませんが、事業者特有のリスク要因を加味してください。
9	(別添3-2) II.10.(2) (別添5) III.2 リスクが高いと思われる取引	リスクが高いと思われる取引を実行するに際しては、取引時確認及び疑わしい取引の届出責任者又はその委任を受けた者の承認を得ることが望ましいとなったが、責任者が取締役クラスの役職の場合、取引窓口に対し適時に承認することは困難。取引後に責任者又はその委任を受けた者に報告することでもよいか。	取引時確認及び疑わしい取引の届出責任者又はその委任を受けた者による承認は、取引を行うに際して受ければよく、必ずしも取引前に受ける必要はありません。なお、取引時確認及び疑わしい取引の届出責任者又はその委任を受けた者は、支店等営業部署毎に設けることが可能です。取引を行う際に、適宜適切に承認を行うよう努めていただきますようお願いいたします。
10	(別添3-2) II.10.(2) (別添5) III.2 リスクが高いと思われる取引	リスクが高いと思われる取引を実行する際、あるいは、同取引について疑わしい取引の届出を検討した際、どのような記録を、どの程度の期間保存するのが望ましいのか。	リスクが高いと思われる取引の実行から疑わしい取引の届出の検討に至るまでの間に行った、顧客情報の収集、調査、分析などの検討内容全般を記録し、取引時確認記録と共に7年間保存することが望ましいと考えられます。